

医療情報取得加算及び医療DX 推進体制整備加算に関する掲示

健康保険法の診療報酬算定に基づき、受診時にご自身でマイナ保険証をカードリーダーにかざし、特定健診情報や薬剤情報等の提供の有無により差額が発生します。

(例：受診時にご自身でマイナ保険証をカードリーダーにかざし、特定健診情報や薬剤情報等の提供に同意していない、通常の保険証を提示した、など)

診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

区分	マイナ保険証利用 ・ 他の医療機関から診療情報の提供	診療点数
初診	マイナ保険証利用しない	3点 (月1回)
	する または 受ける	1点 (月1回)
再診	マイナ保険証利用しない	2点 (3月に1回)
	する または 受ける	1点 (3月に1回)

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。

また、当院は医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分は情報を取得し、及び活用して診療を行なっています。

2024年 (令和6年) 6月

社会医療法人中山会 宇都宮記念病院
病院長